

警察術科技能検定規程（概要）

（昭和30年3月15日 鹿児島県警察本部訓令第7号）

本訓令は、鹿児島県警察において行う警察官の術科のうち逮捕術、拳銃操法及び救急法の技能検定について、必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は

- 技能検定の目的
- 技能検定の級位
- 技能検定の実施計画
- 技能検定の審査基準

等である。